

お 知 ら せ

起業者大月市が皆様のご協力により進めております大月市新庁舎建設事業及びこれに伴う市道拡幅工事について、令和7年1月23日に土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、下記の事柄についてお知らせします。

記

1 事業認定の告示があった土地

やまなし おおつき おおつき に ちょう め おお た なかみち み たちばら ち ない
山梨県大月市大月二丁目字大多、字中道及び字御立原地内

※ この土地を表示する図面は、大月市役所総務管理課でご覧ください。

2 土地所有者及び関係人が受けることができる補償

土地を収用する場合には、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償のほか、移転料、営業上の損失など収用によって通常生ずる損失が補償されます。

イ. 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償

前記1の土地又は土地に関する所有権以外の権利については、事業認定の告示の日(令和7年1月23日)現在の価格で、その価格が固定されます。補償金は固定された価格にこの告示の日から契約締結(又は権利取得裁決)の時までの間の物価の変動に応ずる修正を加えて算定されます。(土地収用法第71条)

ロ. イ以外の損失の補償

移転料、営業上の損失など収用によって通常生ずる損失については、価格の固定はなく、契約締結(又は権利取得裁決)の時の価格によって算定されます。

3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

4 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときは、あらかじめ山梨県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接山梨県収用委員会あてにすることができます。

8 その他ご不明な点については、大月市総務管理課新庁舎建設担当（電話 0 5 5 4 - 2 3 - 8 0 5 5）にお問い合わせください。

大 月 市